

高レベル放射性廃棄物及びR I・研究所等廃棄物の
処分に係る安全規制について
(案)

平成10年6月25日
原子力安全委員会
委員長談話

放射性廃棄物の処分については、国民的な関心も非常に高く、その処分が安全に実施されることが重要である。原子力発電所等から発生する低レベル放射性廃棄物の処分に係る安全規制については、これまで制度が整備されてきているところであるが、その他の放射性廃棄物の処分に係る安全規制についても、今後、原子力開発利用長期計画に示されている処分事業に関するスケジュールを踏まえつつ、所要の制度を着実に整備していくことが重要な課題であると考えている。

今般、原子力委員会において、「高レベル放射性廃棄物処分の推進について」及び「R I・研究所等廃棄物処分への取り組みについて」が決定された。これらの決定では、処分事業の早期具体化等に加え、安全規制に関して、その制度の着実な整備等の必要性が指摘されている。

当委員会としては、上記の現状を踏まえ、高レベル放射性廃棄物及びR I・研究所等廃棄物の処分に係る安全規制に関する制度を着実に整備するため、先ず、これら廃棄物の処分に係る安全規制の基本的考え方を示すこととし、順次、立地条件、安全設計、安全評価等に関する具体的な安全基準・指針等を策定していくこととする。

安全規制の基本的考え方についての調査審議は、放射性廃棄物安全規制専門部会において行うこととし、国内外の研究開発の状況や国際的な安全規制の動向などを踏まえ、速やかに進めることとする。